

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT実装支援

- ・ AI技術を含めた取引先企業への技術供与や、開発環境・ツールの提供を行い、取引先企業の生産性向上に貢献します。

a. 企業間の連携

- ・ AI・DXの推進や業務改善提案を通じて、取引先や協業事業者とのオープンな連携を進め、共同での価値創造に取り組みます。

f. BCP／事業継続

- ・ 取引先の災害時等における事業継続計画（BCP）の策定に関する助言や、データバックアップ・システム冗長化などの技術支援を行い、取引先の事業継続力の強化を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

- ・ 直接の取引先だけでなく、その先の取引先まで適正な価格転嫁が可能となるよう努めるとともに、その趣旨がサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- ・ 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、地域の中小企業に対してもパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・ 当社の経営指針において、取引先をパートナーと捉え、共に発展・繁栄を目指すことを盛り込み、その理念の社内外への周知・浸透を行います。

令和8年9月10日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

アイデックス株式会社
代表取締役 長屋 貴之

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。